

運 営 規 程

通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)

医療法人 福寿会

介護老人保健施設西原敬愛園

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

第1章 総 則

(運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、医療法人福寿会が開設する介護老人保健施設西原敬愛園において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「生き生きと」「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 当事業所では、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 8 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 9 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第2章 職員及び職務分掌

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設西原敬愛園
- (2) 開設年月日 平成7年3月14日
- (3) 所在地 沖縄県中頭郡西原町字徳佐田159番地1
- (4) 電話番号 098-946-2111 FAX番号 098-946-1858
- (5) 管理者名 福田 秀基
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4751280068)

(職員の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|------------------|----------|
| 一 管理者 | 1名 |
| 二 医師 | 1名 |
| 三 支援相談員 | 1名以上 |
| 四 介護職員 | 10名以上 |
| 五 看護職員 | 1名以上 |
| 六 理学・作業療法士・言語聴覚士 | 5名以上(確認) |
| 七 管理栄養士 | 1名 |

(従業者の職務内容)

第6条 前項に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、当事業所に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
- 二 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 三 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- 四 介護職員は、支援相談員、看護師等と密接な連携を図り、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- 五 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- 六 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 七 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- 八 介護支援専門員は、利用者の通所リハビリテーション計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

第3章 営業日・営業時間及び定員

(営業日)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

営業日 毎週月曜日から土曜日（祝日は営業する）

但し1月1日から1月3日までを除く

(営業時間)

第8条 営業時間は次のとおりとする。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間 午前9時15分から午後4時25分

延長時間 午後5時30分から6時30分

(利用定員)

第9条 通所リハビリテーションの利用定員数は60名とする（介護予防通所リハビリテーションも含む）

第4章 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料

(事業の内容)

第10条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

5 リハビリテーション提供体制加算

6 退院時共同指導加算

7 短期集中個別リハビリテーション実施加算

8 栄養アセスメント加算

9 重度療養管理加算

10 中重度者ケア体制加算

11 科学的介護推進体制加算

12 送迎加算

13 サービス提供体制強化加算Ⅰ

14 介護職員処遇改善加算

(通所リハビリテーションの利用料)

第11条 通所リハビリテーションの利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

(利用者負担の額)

第12条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 利用者及びその家族に説明し、同意を得てから支払いを受ける

第5章 事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

- 一 西原町全域
- 二 与那原町全域
- 三 中城村全域
- 四 北中城村全域
- 五 宜野湾市全域
- 六 浦添市全域
- 七 那覇市全域

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は通所リハビリテーションの提供を受ける際に、利用者は次の事項について留意するものとする。

一 一般的留意事項

- (1) 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第11条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第10条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を同意書をもって委任いただくこととする。
- (2) 事業所での快適な共同生活が出来るように、常に互助扶助の精神を心掛ける。
- (3) 利用中の飲酒については、健康上禁止とさせていただきます。また喫煙については医師と相談の上決められた場所以外で行ってはならない。
- (4) 所持品・備品等の持ち込みは必要最低限とする。
- (5) 事業所内の設備・備品本来の用法に従って利用し、これに反して破損等が生じた場合、弁償していただく場合がある。
- (6) 金銭、貴重品の持ち込みは原則的に禁止とする。
- (7) 利用者への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (8) その他、風紀を乱し他人に迷惑をかけることのないよう秩序ある生活を営むこと。

第7章 運営に関する事項

(身体の拘束等)

第15条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当施設利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第16条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第17条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(利用者に関する保険者への通知)

第19条 通所リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第20条 運営規定の概要、通所リハビリテーション職員等の勤務の体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第22条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第23条 提供した通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 提供した通所リハビリテーションに関し、保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第24条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、利用者に対し必要な措置を行う。

(高齢者虐待等の申出)

第25条 施設サービス提供時に高齢者虐待の発見及び疑いがある場合には速やかに管理者により対応し、市町村へ通報する。

2 前項に定める場合のほか、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は市町村に通報するものとする。

第8章 緊急時における対応

(緊急時等における対応方法)

第26条 通所リハビリテーションに当たる職員は、現に指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して、防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難・救出）・・・年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第10章 その他運営に関する事項

(勤務体制の確保)

第28条 利用者に対し適切な通所リハビリテーションを提供できるよう、通所リハビリテーション職員の勤務の体制を確保する。

- 2 職員の勤務表は別に定める。
- 3 事業所は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第29条 地震等非常災害、虐待、その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

(衛生管理等)

第30条 利用者の使用する施設、食器その他設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

5 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（１） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３） 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（職員の質の確保）

第３１条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

２ 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の健康管理）

第３２条 当事業所職員は、当事業所が行う年１回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間２回の健康診断を受診しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第３３条 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人福寿会介護老人保健施設西原敬愛園の役員会において定めるものとする。

２ その他の事項については、約款の記載に準ずるものとする。

第１１章 会計区分及び記録の整備

（会計の区分）

第３４条 通所リハビリテーションの事業の拠点となる事務所ごとに経理を区分するとともに、通所リハビリテーションの事業の会計その他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第３５条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備保管する。

２ 利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する

この規程は平成16年8月1日から施行する

この規程は平成16年10月1日から施行する

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する

この規程は平成 25 年 12 月 1 日から施行する

この規程は平成 26 年 10 月 1 日から施行する

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この規程は令和 7 年 5 月 1 日から施行する